

三原市環境基本計画平成 23(2011)年度年次報告書

平成 25(2013)年 1 月

三 原 市
(生活環境部生活環境課)

目 次

【本編】

計画の推進体制と進行管理・・・・・・・・・・・・・・・・	P. 1
------------------------------	------

平成23年度の環境基本計画の実施状況

重点的な取組

1 廃棄物対策・・・・・・・・・・・・・・・・	P. 2
-------------------------	------

2 地球温暖化防止への取組／省資源・省エネルギー対策・・	P. 6
------------------------------	------

3 環境学習と地域・個人での環境問題への取組推進／ 市民・市民団体・事業者・行政の協働体制の推進・・・・・	P. 8
--	------

4 重点プロジェクトの実施

○平成23(2011)年度みはらし環境会議事業概要・・・・・	P. 11
--------------------------------	-------

○環境保全重点プロジェクト評価・・・・・・・・・・・・	P. 16
-----------------------------	-------

【資料編】

重点的な取組に関する資料

1 廃棄物対策・・・・・・・・・・・・・・・・	P. 1
-------------------------	------

2 地球温暖化防止への取組／省資源・省エネルギー対策・・	P. 2
------------------------------	------

3 環境学習と地域・個人での環境問題への取組推進／ 市民・市民団体・事業者・行政の協働体制の推進・・・・・	P. 3
--	------

三原市環境基本計画

第4章 望ましい環境像と環境目標・取組

平成23年度及び過年度指標数値・・・・・・・・・・・・	P. 6
-----------------------------	------

三原市環境基本条例・・・・・・・・・・・・・・・・	P. 12
---------------------------	-------

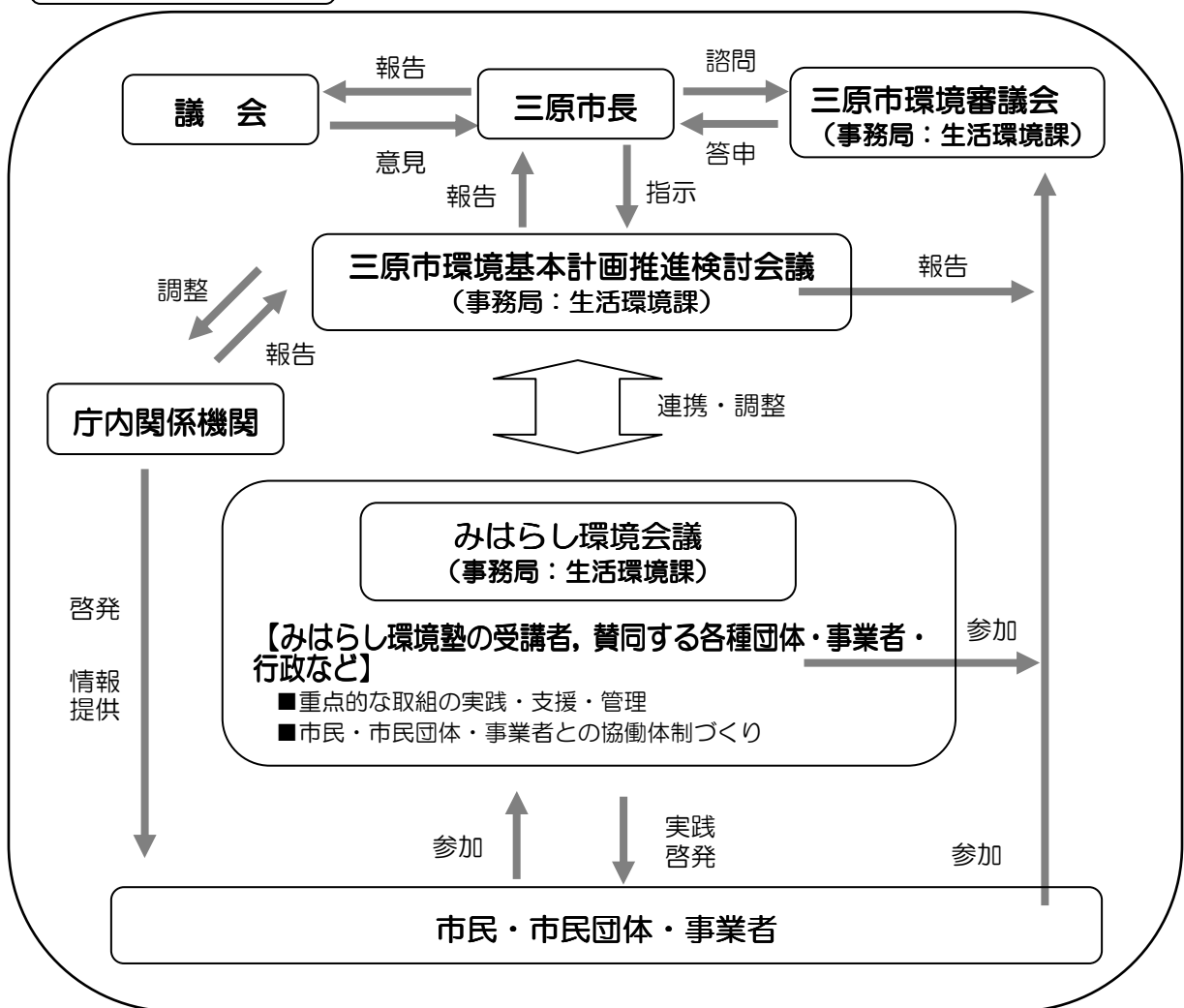
計画の推進体制と進行管理

計画の推進体制

1 各主体の連携

計画を総合的に推進し、望ましい環境像を実現させるためには、市民、市民団体、事業者、行政（三原市）の各主体が、環境問題の解決のためにお互いの情報や意見を交換することが重要です。このため、各主体の連携のもと、より良い方策を提案しながら適切に効率よく施策を推進できる体制をつくり、計画の推進体制を明らかにします。

2 推進体制図



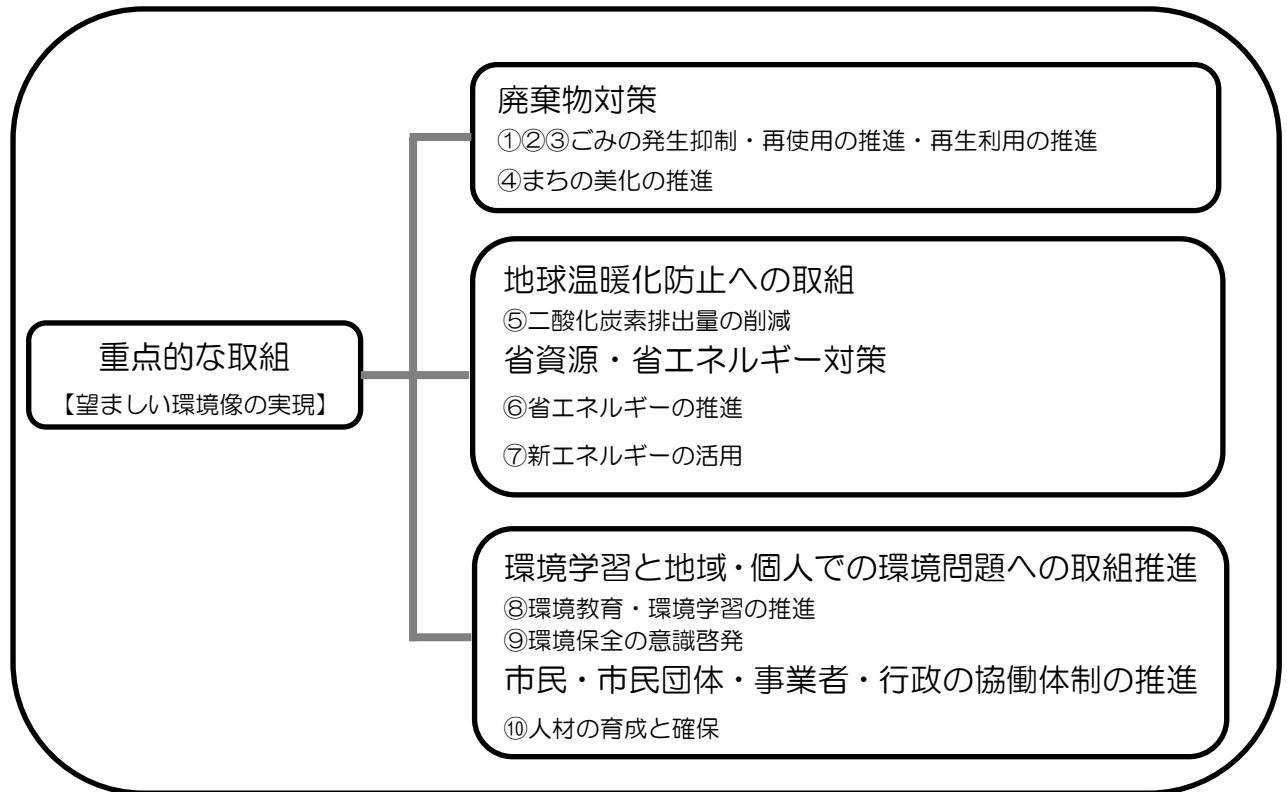
計画の進行管理

PDCAサイクルの利用

PDCAサイクルの考え方は、環境保全の取組を継続的に計画（Plan）→実行（Do）→評価（Check）→見直し（Action）の4つのステップで計画の進行を管理する仕組みです。

重点的な取組

三原市環境基本計画では、市民の関心が高く、市民・市民団体・事業者などの各主体が協働で取り組めるものを重点的な取組と設定しています。



1 廃棄物対策

ごみの発生抑制・再使用の推進・再生利用の推進（重点的な取組①②③）

◆関連指標

資料編 1 ページ

指標項目	環境基本計画 掲載値(H18)	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	数値目標
一般廃棄物 排出量	41,557 トン/年	41,149 トン/年	39,970 トン/年	38,591 トン/年	38,039 トン/年(H28) 37,787 トン/年(H33)
一般廃棄物 再資源化量	5,206 トン/年	5,136 トン/年	5,000 トン/年	4,800 トン/年	9,696 トン/年(H28) 9,635 トン/年(H33)
一般廃棄物 最終処分量	6,044 トン/年	5,586 トン/年	5,618 トン/年	9,966 トン/年 注①	5,848 トン/年(H28) 5,847 トン/年(H33)
1人1日 ごみ排出量	1,024 g/人・日	1,107 g/人・日	1,084 g/人・日	1,055 g/人・日	1,021 g/人・日(H28) 1,028 g/人・日(H33)
再資源化率	12.5 %	12.5 %	12.5 %	12.4 %	25.5 %(H28) 25.5 %(H33)

注①：埋立廃棄物 4,410 トンを含む。

生ごみ減量対策協力者報奨金制度

□コンポスト容器購入補助

市の指定する容器を販売登録店で購入した場合、容器1個につき、購入価格の2分の1以内の額（3,000円限度）を補助します。（1世帯2個まで）

年 度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
個数	64 個	85 個	87 個
補助金額	183,249 円	214,376 円	185,873 円

□電動式生ごみ処理機購入補助

市の指定する販売登録店で電動式生ごみ処理機を購入した場合、処理機1台につき、購入価格の2分の1以内の額（20,000円限度）を補助します。（1世帯1台まで）

年 度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
台数	125 台	101 台	50 台
補助金額	2,487,283 円	2,020,000 円	1,000,000 円

古紙等資源集団回収事業奨励金制度

新聞や雑誌等の古紙や布類など資源として活かせるものを、町内会や子ども会、PTAなど地域の団体で回収し、回収実績に応じて奨励金を交付。年3回（5月、9月、1月）回収量1kgにつき5円。

年 度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
回収量	2,277,868kg	2,185,191kg	1,959,717kg
奨励金額	11,388,150 円	10,924,820 円	9,809,350 円
登録団体数	249 団体	250 団体	250 団体

出前講座

町内会や自治会などからのご要望により、正しいごみの出し方やごみの現状などについての説明を行っています。【環境管理課実施分】

年 度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
箇所	28 箇所	33 箇所	14 箇所
参加人数	1,148 人	884 人	263 人

※ ごみの発生抑制については、平成25年4月より、「もやすごみの指定袋制度」が導入され、「もやすごみ」の減量化が期待されます。ごみの再使用・再生利用に関しては、適正な分別を引き続き啓発するとともに、現在、もやすごみで処理を行っている古紙類・布類の再資源化を促進するため、古紙集団回収事業の推進、民間回収の利用促進を図り、地域の拠点回収やごみステーション回収などの制度構築に向けて検討を行います。

まちの美化の推進（重点的な取組④）

◆環境基本計画掲載の取組

ポイ捨て禁止やペットのふんの適正処理などについての条例化を検討する。

◆平成23年度 平成23年10月1日 きれいな三原まちづくり条例施行

◆具体的な取組・実績

きれいな三原まちづくり条例の制定（平成23年3月）

条例では、市内全域で、空き缶や吸い殻のポイ捨て、落書き、飼い犬のふんの放置などを禁止しており、また、一部の区域で、歩きながらの喫煙も禁止しています。（＊平成23年10月1日施行）

1 説明会の開催

- （１）生活環境委員研修会 6/18 263人
- （２）町内会・自治会長説明会 8/23～27 211人

2 周知・啓発活動

- （１）町内会回覧 9/15, 10/1
- （２）事業所へのポスター配布 2200事業所
- （３）条例施行イベント 10/1, 2 三原・本郷・久井・大和 4地域
計780人（三原420人、本郷150人、久井130人、大和80人）
- （４）浮城まつり 11/6 チラシ配布
- （５）神明市 2/10, 12 チラシ配布、広報車で放送
- （６）間口清掃 10月から月2回
- （７）巡回パトロール
 - ①パトロール 10月～週1回 環境美化重点区域
 - ②定点調査 10月～月2回 全30箇所 環境美化重点区域
三原15 本郷9 久井3 大和3

3 広報活動

（１）広報みはら

- ①7月号 2P 条例の概要
- ②8月号 1/2P 取組内容
- ③9月号 1/8P 施行記念イベント
- ④10月号 3/5P 条例の概要

（２）三原市チャンネル

- ①6月20日～1週間 条例の概要
- ②9月12日～1週間 条例の概要

（３）RCC中国放送

- ①9月21日 条例の概要

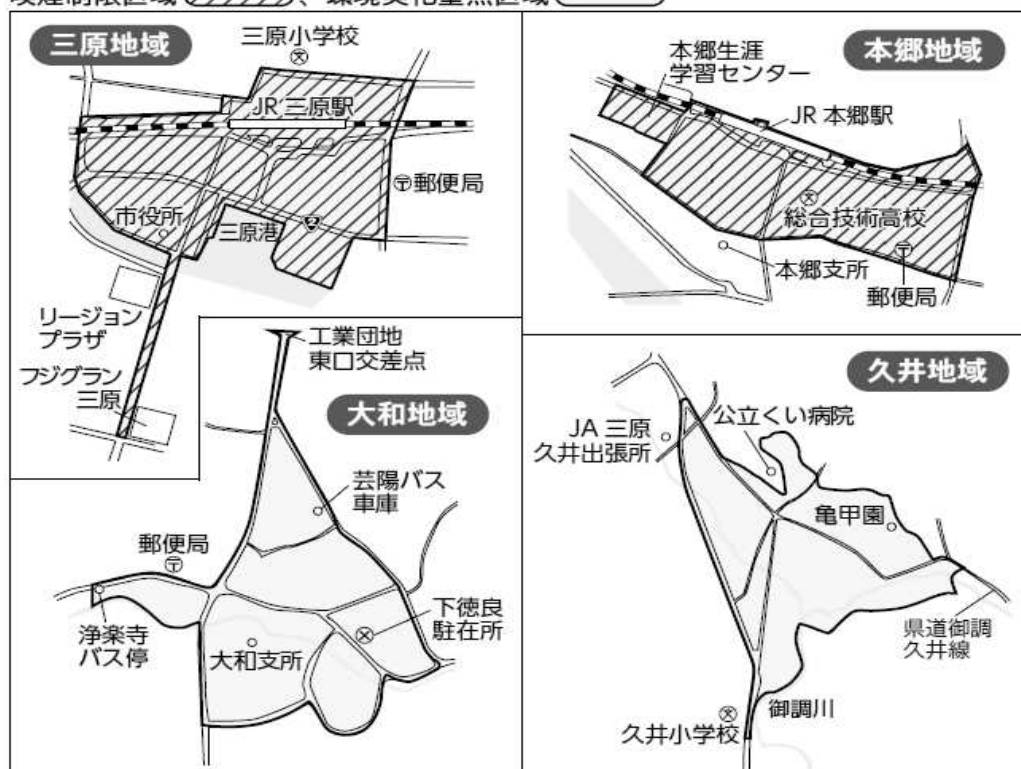
※ まちの美化の推進に関しては、条例の施行により、計画時の目標は達成されました。今後は、巡回パトロールによりゴミの散乱状況を調査・分析し、看板設置などで、啓発を呼びかけます。

● 条例の主な内容

区域	項目	内 容	場 所	過料などの額
市内全域 (環境美化重点区域を含む)	禁止行為	○空き缶や吸い殻などのポイ捨て ○落書き ○不法焼却 ○回収容器の不適正な管理	屋外	5万円以下の過料
		○飼い犬のふんの放置・放し飼い	屋外の公共の場所	
	努力義務	○ごみを持ち帰る、散乱させない ○携帯用灰皿の携帯 ○飼い犬のふんの回収、回収に必要な物の携帯 ○チラシなどの散乱防止 ○歩行喫煙など迷惑喫煙をしない ○消費者にポイ捨て防止の意識啓発を行う	屋外の場所	
喫煙制限区域	禁止行為	○設置を許可した灰皿のある場所以外での喫煙 ※携帯用灰皿を持っでの喫煙も禁止です。	屋外の公共の場所	2万円以下の過料

● 区域図

喫煙制限区域 、環境美化重点区域 



2 地球温暖化防止への取組／省資源・省エネルギー対策

二酸化炭素排出量の削減（重点的な取組⑤）

◆関連指標

指標項目	環境基本計画 掲載値(H17)	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
公共施設の二酸化炭素（CO ₂ ） 排出量	7,765,524 kg-CO ₂ （修正後）	6,663,699 kg-CO ₂	7,552,716 kg-CO ₂	6,702,465 kg-CO ₂

◆具体的な取組・実績

三原市役所地球温暖化対策実行計画の実施

平成 19 年 3 月に策定した「三原市役所地球温暖化対策実行計画」を実践し、削減目標の達成に努めています。

計画年度	平成 19 年度から平成 23 年度までの 5 年間
削減目標	平成 17 年度比で平成 23 年度 2.1%以上の削減
実 績	13.7%の削減

三原市役所地球温暖化対策実行計画の見直し

平成 24 年 3 月に実行計画の見直しを行い、新たな削減目標を設定しています。

計画年度	平成 24 年度から平成 28 年度までの 5 年間
削減目標	平成 22 年度比で平成 28 年度 5.0%以上の削減

地球温暖化対策地域協議会の推進

地球温暖化防止に向けた活動を行う地球温暖化対策地域協議会の推進を図っています。

●三原市内の地球温暖化対策地域協議会

地域協議会名	設立年月日
大和町地球温暖化対策地域協議会	平成 14 年 10 月 1 日
くい環境会議	平成 21 年 3 月 6 日
かんきょう会議浮城	平成 23 年 3 月 9 日

※ 二酸化炭素排出量の削減に関しては、施設の改修や職員の努力により、削減目標の 2.1%を大きく上回る 13.7%の削減をすることができました。

平成 24 年 3 月に行った地球温暖化対策実行計画の見直しにより、新たな目標に向け、二酸化炭素排出量の削減に努めてまいります。

省エネルギーの推進（重点的な取組⑥）

◆関連指標

指標項目	環境基本計画 掲載値(H18)	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
公用車の低公害車 導入台数 (低公害車台数／全台数)	年 16 台 (113／318 台)	5 台 (125／298 台)	1 台 (126／296 台)	3 台 (129／292 台)

* ここでいう低公害車とは、「低燃費及び低排出ガス認定車」としてしています。

* 数値目標（平成 23 年度）：年 4 台更新

◆具体的な取組・実績

低公害車の購入や使用の推進

- 平成 23 年度 3 台の公用車を購入

家庭でできる省エネ対策の推進

- 緑のカーテンの推進

- ・緑のカーテン作り方講座の開催／アサガオの種子配布（4 月）
- ・緑のカーテンコンテスト（平成 22 年度より開始）

年度	平成 22 年度	平成 23 年度
応募作品数	34	47

※ 省エネルギーの推進に関しては、三原市で購入する車両は原則低公害車とし、環境にやさしい車両の普及に努めます。また、緑のカーテンコンテストについては、大幅に応募者が増え、家庭内の取組として緑のカーテンが浸透していることが伺えます。

新エネルギーの活用（重点的な取組⑦）

◆関連指標

 資料編 2 ページ

指標項目	環境基本計画 掲載値	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
公共施設での太陽 光発電システム設 置箇所数（延べ数）	4 力所(H19)	5 力所	5 力所	6 力所
公共施設での風力 発電システム設置 箇所数（延べ数）	2 力所(H19)	2 力所	2 力所	2 力所
住宅用太陽光発電 システム設置補助 実績（上段：単年度 ／下段：延べ件数）	130 件 (259 件) (H18)	215 件 (613 件)	244 件 (857 件)	227 件 (1,084 件)

◆具体的な取組・実績

住宅用太陽光発電システム設置費補助事業

 資料編2ページ

自然エネルギー利用を積極的に支援することにより、環境保全に対する意識の高揚を図り、環境にやさしいまちづくりを推進するため、住宅用太陽光発電システム設置者に対し、補助金を交付します。

補助額は、1kW 当たり 40,000 円（上限 200,000 円）で、併せて省エネルギー設備を設置した場合、70,000 円を加算します。

年 度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
補助件数	215 件	244 件	227 件
補助金額	32,344,110 円	46,246,000 円	48,012,000 円
合計設置出力	824.96 kW	1,013.03 kW	1,002.60 kW
平均設置出力	3.84 kW	4.15 kW	4.42 kW

※ 新エネルギーの活用に関しては、太陽光発電システムの設置が各家庭において普及し、毎年 200 件を超える補助金申請となっております。公共施設においても、平成 24 年 3 月にオープンした道の駅に新たに設置をしております。

3 環境学習と地域・個人での環境問題への取組推進／市民・市民団体・事業者・行政の協働体制の推進 環境教育・環境学習の推進（重点的な取組⑧）

◆関連指標

 資料編3～4ページ

指標項目	環境基本計画 掲載値(H19)	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
参加者数 空き缶 等散乱ごみ追放キ ャンペーン	920 人	雨天中止	880 人	880 人
参加者数 みはら 環境写真・絵画・ビ デオコンテスト	249 人	478 人	890 人	821 人
水辺・海辺教室開催 回数	14 回	16 回	21 回	15 回
自然観察会開催回 数	2 回	5 回	8 回	5 回

◆具体的な取組・実績

体験学習の推進と支援

 資料編3～4ページ

- ・空き缶等散乱ごみ追放キャンペーン（町内会/自治会等：37，女性会他：10，事業者：3，三原市公衆衛生推進協議会）
- ・みはら環境写真・絵画・ビデオコンテスト（協賛企業／団体数：15）

年 度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
写真	31 人／53 作品	28 人／48 作品	6 人／13 作品
絵画	442 人／453 作品	859 人／866 作品	815 人／824 作品
ビデオ	5 人／5 作品	3 人／4 作品	0 人／0 作品

- ・水辺海辺教室（市内小学校・一般公募）（三原市公衆衛生推進協議会へ業務委託）
 - ・自然観察会（佐木島・本郷・中之町など5回実施。地域・講師と協働し開催。）
- 【広島商船高等専門学校との協働研究】

実 績	海辺教室&さざなみ探検 31 人参加（9 月 24 日実施）
	せとうち海上環境&体験航海セミナーみはら 30 人参加（11 月 5 日実施）
	協働研究報告会 19 名（2 月 23 日実施）

※ 市内の小学生を中心に、環境絵画コンテストの実施や水辺海辺教室を開催し、環境学習を進めています。また、広報みはら等にて広く応募者を募り、自然観察会を開催し、環境学習を行っています。

環境保全の意識啓発（重点的な取組⑨）

◆具体的な取組・実績

出前講座の実施

地球温暖化対策やエコ活動についての出前講座を実施しています。

年 度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
実 績	10 箇所／953 人参加	6 箇所／144 人参加	3 箇所／62 人参加

* 平成 21 年度は、共同開催の防災訓練（200 名×3 回）を含む。

※ 出前講座については、開催回数が年々減少しており、広報等を通じてPRが必要であると考えています。

◆関連指標

指標項目	環境基本計画 掲載値(H19)	平成21年度	平成22年度	平成23年度
まちづくり支援 団体数	21 団体	14 団体	11 団体	14 団体

【まちづくり支援事業】

創造的で魅力的なまちづくりを進めるため、まちづくり活動団体の活動に対して、補助金の交付を行います。

年 度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
まちづくり支援事業（まちづくりはじめの一步部門）	6 団体	4 団体	—
まちづくり支援事業（まちづくり活動助成部門）	8 団体	7 団体	6 団体
市民活動団体育成事業	—	—	2 団体
市民提案型協働事業	—	—	6 団体

*平成23年度に市民活動団体育成事業及び市民提案型協働事業を創設し、「まちづくり支援事業（まちづくりはじめの一步部門）」を廃止。「まちづくり支援事業（まちづくり活動助成部門）」は一年間継続し、平成24年度に廃止予定。

◆具体的な取組・実績

みはらし環境会議・地域会議の取組推進

みはらし環境会議及び各地域会議は、市民・市民団体・事業者・行政が協働で環境基本計画を推進していくために設立され、計画の重点プロジェクトの実践に向けて取組を展開しています。

具体的には、重点的な取組の実施や各地域で実践されている環境保全活動などの情報交換、支援、リーダー養成から幅広い協働体制づくり、環境意識の向上を図っています。

※ 三原市では、平成20年10月に「みはらし環境会議」を設立し、重点プロジェクトの企画・実践のために、三原市を5地域に分けて各地域会議と協働して環境活動に取り組んでいます。また、5つの地域会議がそれぞれ環境活動を通じて、積極的に会員の確保に努めています。

4 重点プロジェクトの実施

平成23(2011)年度みはらし環境会議事業概要

地域会議と重点プロジェクト

【地域会議】

地 域	名 称	設立日(2008年)	代表者(敬称略)
三原地域A(沼田川北側地域)	かんきょう会議 浮城	11月17日(月)	尾原 義彦
三原地域B(沼田川南側地域)	水辺環境みなおし隊	11月14日(金)	福田 照登
本郷地域	本郷緑と水を守る会	12月2日(火)	片山 忠行
久井地域	くい環境会議	11月26日(水)	小島 照行
大和地域	大和エコライフを広める会	11月17日(月)	徳井 正法

【地域図】



重点プロジェクト

- ◆**かんきょう会議浮城**
 - (みどり) 美しいみどりを活かすまちづくりプロジェクト
 - (水 辺) きれいで遊べるいやしの水辺づくりプロジェクト
 - (エコライフ) ごみを減らし、捨てない、捨てさせないまちづくりプロジェクト
 - ◆**水辺環境みなおし隊**
 - (みどり) 里地里山復元プロジェクト
 - (水 辺) 沼田川環境学習の拠点づくりプロジェクト
 - (エコライフ) 家庭発沼田川エコプロジェクト
 - ◆**本郷緑と水を守る会**
 - (みどり) 本郷まるごと森林公園づくりプロジェクト
 - (水 辺) 子どもが遊びに行きたくなる川づくりプロジェクト
 - (エコライフ) もったいないの気持ちでごみを出さないまちづくりプロジェクト
 - ◆**くい環境会議**
 - (みどり) 四季折々の自然を楽しむ郷づくりプロジェクト
 - (水 辺) 心安らぐ水辺空間再生プロジェクト
 - (エコライフ) 省エネ生活実践プロジェクト
 - ◆**大和エコライフを広める会**
 - (みどり) 自然を活かした里山づくりプロジェクト
 - (水 辺) きれいで豊かな川を守る川づくりプロジェクト
 - (エコライフ) もったいないライフのまちづくりプロジェクト
- (注) () は、プロジェクトを考える上で設定したカテゴリー

具体的取り組み

【みはらし環境会議】

○先進地視察研修1

成 果	市民ファンドを利用した自然エネルギーの普及活動を行っている「備前市まほろば協議会」及び「備前グリーンエネルギー(株)」と意見交流会を開催することにより、三原市における自然エネルギーの取り組みの参考となった。また、視察先や参加者同士の交流が図れた。
実施日時	平成23年8月19日(金) 8:00~17:00
実施場所	①備前市エコハウス(岡山県備前市) ②吉永地域公民館(岡山県備前市)
参加者	各地域会議役員ほか 9名

内 容

○研修① 備前市エコハウス

環境省の「21世紀環境共生型住宅のモデル整備による建設促進事業（略称：エコハウスモデル事業）」に選ばれて建設されたモデル住宅。

地元産の木材やレンガを用い、通風や採光などは気候風土を最大に活かせる設計としている。さらに地中熱換気システム、太陽光発電システムなどの自然エネルギーも取り入れ、さらにゴーヤのグリーンカーテン、オール電化、ペレットストーブも設置している。ただし、地中熱システムで室温調整のすべてを賄えるわけではなく、極端な気温の場合はエアコンを使用する必要がある。

○研修② 意見交流会（吉永地域公民館）

「備前市まほろば協議会」に関する説明

- ・環境省「環境と経済の好循環のまちモデル事業」が発端。
- ・H17～19の3年間で数億円の事業。
- ・現在は、市民出資（ファンド）を募り、1.88億円（396人）の基金を保有する。
- ・年利2～3%程度の還元、17年間での償還を目指す。

「備前グリーンエネルギー株式会社」に関する説明

- ・地域協議会が行うソフト事業を補うハード事業を担当する。
- ・主な事業メニューは、ゼロエミ化支援、省エネコンサル、新エネコンサル、補助事業コンサルなど。太陽光発電パネルの設置やメンテナンスも行う。



備前市エコハウス見学の様子



太陽光発電量と電力使用量のモニター



地中熱利用システムの見学



吉永地域公民館での意見交換

○先進地視察研修 2

成 果	協働のまちづくり，組織づくり，財源確保など，先進的な取組みを視察することで，今後の活動の参考とすることができた。また，視察先や参加者同士の交流が図れた。
実施日時	平成 23 年 11 月 17 日（木） 7：20～17：00
実施場所	①和田コミュニティセンター（三次市） ②せら文化センター（世羅町）
参加者	各地域会議会員ほか 32 名
内 容	○研修① 和田コミュニティセンター ミサワ環境技術株式会社 ・地中のある深さを超えると，年間を通じて地温 15℃くらいの層がある。 ・その温度を地上に伝えて，暖房や冷房に利用できる。 ・地中熱利用技術は 1960 年代からドイツで利用されていた。 ・日本で 150 カ所くらい活用されている。 ・一般住宅の場合，掘削と設置で 350 万円くらいのコストがかかる。 ・課題としてコストの削減とパイプ強度の向上がある。 エコフォーラムわだ！ ・エコフォーラムわだ！としての活動はほぼ無い。地区全体が構成員となっている。温暖化を中心に提案・提言などを行っている。 ・実践活動は地域の P T A やふるさと会議など各団体が実施。その方向性や手法をアドバイスしている。小さなコミュニティなので，この指とまれ方式で地域に話がつながり，有識者・能力者に協力を仰げる。 ○研修② せら文化センター 脱温暖化プロジェクトせらの活動紹介。 7つのプロジェクトの取り組み ・エコちゃんいっぱい プロジェクト ・昔と今の暮らし見直し プロジェクト ・環境にやさしい運転 プロジェクト ・せらの山が呼んでいる プロジェクト ・太陽のめぐみ プロジェクト ・農から温暖化 No を進める プロジェクト ・3 R で環境にやさしい生活実践 プロジェクト 全体意見交流



エコフォーラムわだ！の活動紹介



脱温暖化プロジェクトせらの活動紹介

〇みはらし環境会議情報交流会

「みんなで育てるかんきょうのつどい2012」

実施日時	平成 24 年 3 月 18 日（日） 13：30～15：30
実施場所	中央公民館 中講堂
参加者	一般市民，各地域会議会員ほか 50 名
内 容	■みはらエコ百景表彰式 ■各地域会議の活動報告 ■情報交流ワークショップ ■臨時運営委員会 《みはらエコ百景表彰式》 入賞：エコ大賞 2 点，みはらし環境会議賞 4 点，特別賞 5 点 認定：31 点 《各地域会議の活動報告》 みはらし環境会議の 5 つの地域会議が，それぞれ 1 年間の活動成果を発表した。 ①かんきょう会議浮城 ②水辺環境みなおし隊 ③本郷緑と水を守る会 ④くい環境会議 ⑤大和エコライフを広める会 《情報交流ワークショップ》 ・エコ百景受賞者が，応募の背景や取り組みの詳細を補足。 ・三原市でのエネルギー問題のあり方について意見交換。 ・活動をもっと知ってもらうための工夫について意見交換。 ・「み」みんなで「は」発信する「ら」ライフスタイルを！

《臨時運営委員会》

- ・ 次年度を運営委員会の進め方
- ・ エコ百景，グリーンカーテンコンテストの継続について。
- ・ 7月環境イベントの内容について



各地域会議のパネル展示



開会式の様子



エコ百景の授賞式



各地域会議の活動報告

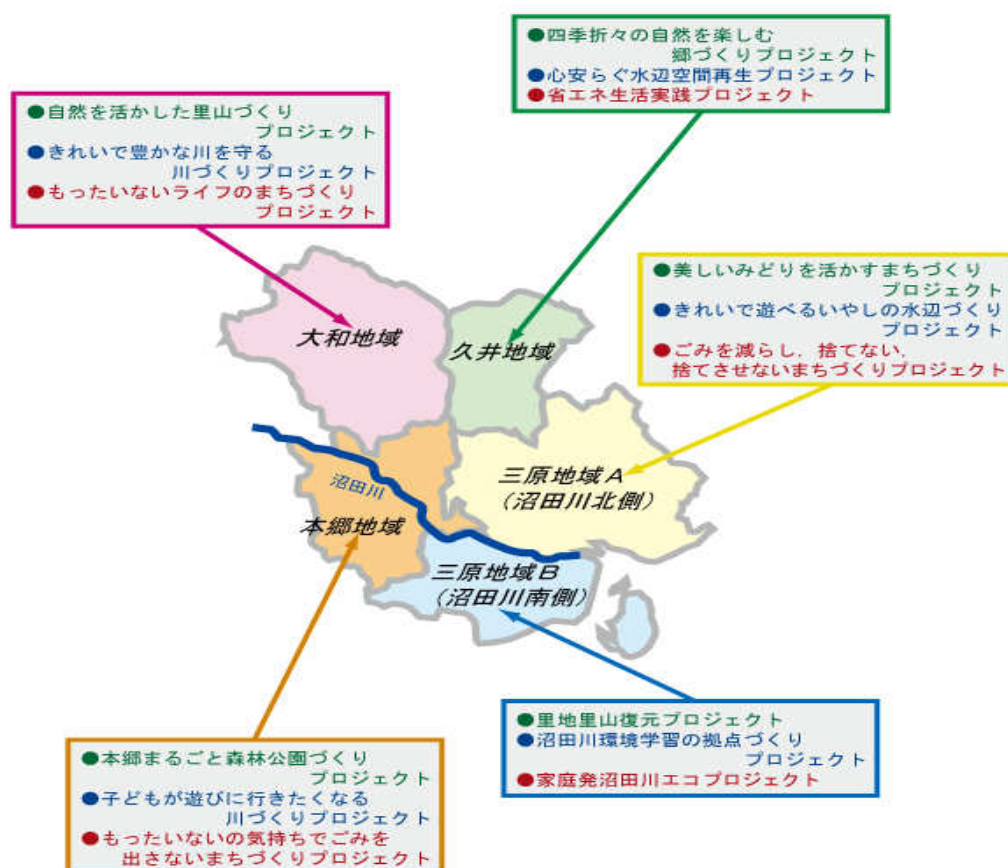
環境保全重点プロジェクト

環境保全のための重点プロジェクトは、市民（みはらし環境塾の塾生）が各環境施策を促進させる手段のひとつとしてまとめたもので、5地域で次の15プロジェクトを完成させました。

また、重点プロジェクトの作成にあたっては、それぞれの地域の課題や問題を把握した後に、市民の主体性を尊重し「市民でできる取組」、「5年くらいで成果を上げる」などの要件でテーマを絞り込み、どのような姿にしたいか（環境像）を描いた上で具体的な取組を考えました。

なお、三原市環境基本計画の成長を見据え、より実現可能なものとさせるために、重点プロジェクトのスケジュールを5年とします。

次のとおり、重点プロジェクトの一覧表を掲載します。



評価の基準

A	76～100%
B	50～75%
C	1～49%
D	0%

かんきょう会議浮城

《みはらし環境塾で考えた重点プロジェクト一覧》

: 協議または実践開始年度

 : 協議または実践期間

プロジェクト名	環境像	平成20 (2008)年度	平成21 (2009)年度	平成22 (2010)年度	平成23 (2011)年度	平成24 (2012)年度	主体	評価 H21	評価 H22	評価 H23
まちの環境プロジェクト 美しいまちを創出す	○地域性を活かした「緑」の取組をしている	①家庭で鉢や庭の空地に緑を育てる					市民個人	B	B	B
		②地元の野菜を選んで買う						C	B	B
		③学校林の整備、維持活動に参加する						D	D	C
	○市内中の学校が学校林を活用している	①三原で作った野菜のPR（クチコミ）を行う					地域ぐるみ	B	B	B
		②遊休地を活用する（花・野菜を植える）						A	A	B
		③野鳥、植物などの観察会や竹細工教室などを開催する						A	A	C
	○お店に三原産の野菜、米がもっと多く出回っている	①学校林、遊休地に関する情報の収集と紹介（発信）					行政	C	C	D
		②行事に関わる人材派遣などの支援						A	A	B
水辺の環境プロジェクト きれいな水辺を創出す	○川で子どもたちが遊ぶ姿が多くみられる	①学習会（勉強会）に参加する（環境、生活排水、洗剤など）					市民個人	B	A	C
		②環境にやさしい洗剤、シャワーなどを使う。風呂は洗濯機洗い、拭き掃除を減らす						B	B	B
		③清掃活動にボランティア参加する（溝掃除、川掃除）						A	A	B
	○三原の魚をおいしく食べられる	①水辺の改善に関わる学習会を開催する					地域ぐるみ	C	A	C
		②ボランティア活動を推進する						B	B	B
		③岸辺の安全点検・啓発を実施する						(A)	A	C
	○水辺で人が憩いの時間を過ごしている	①学習への支援を行う（講師の派遣、資料提供、生活環境委員の現地指導）					行政	A	A	B
		②環境検査の結果を広く伝える						A	A	B
		③水辺、岸辺の整備をする						(A)	A	B
まちの環境プロジェクト しみを減らし、捨てる、捨てるをしない	○ごみの分別リサイクル、減量がPRなどによって徹底されている	①学習会やボランティア活動に参加する					市民個人	B	A	B
		②ごみ減量を実践する（過剰包装を断る、生ごみを減らす）						B	B	B
		③マイバッグ、マイ箸を持参する						B	B	B
	○マイバッグ持参率100%	①学習会や清掃活動を企画・実施する					地域ぐるみ	A	A	B
		②マイバッグのコンテストを企画・実施する（デザイン、使いやすさを競う）						C	C	D
		③古紙・アルミ缶の一時保管場所を設置する						(A)	A	B
		①新聞・雑誌・ダンボール・紙の回収を奨励、啓発する					行政	A	A	B
		②ポイ捨て禁止条例を施行する						D	D	A
		③ごみ袋を市の指定袋にする（レジ袋を使用させない＝レジ袋の削減）						D	D	D
		④エコフェスタを実施する						D	C	D

水辺環境みなおし隊

《みはらし環境塾で考えた重点プロジェクト一覧》

: 協議または実践開始年度

 : 協議または実践期間

プロジェクト名	環境像	平成20 (2008)年度	平成21 (2009)年度	平成22 (2010)年度	平成23 (2011)年度	平成24 (2012)年度	主体	評価 H21	評価 H22	評価 H23
里地里山復元プロジェクト	○里地里山周辺の 休耕地が有効利 用できている ○市民が入りやす い山になってい る	①山を守るために竹林を市民に開放する					市民個人	D	D	D
			②所有の山の特徴を把握する					C	C	B
				③休耕地の特性を活かした植物の栽培や放牧を進める				(A)	A	B
		①里地里山復元のための学習会を開催する（調査→整理→人材育成）					地域ぐるみ	C	A	A
		②休耕地のバンク制度を導入し、誰もが休耕地を利用できるようにする						D	D	D
		③間伐材の活用塾を開催する						C	C	C
		①里地里山復元のための人材バンクを設立する					行政	D	C	B
		②各取組のPR・支援を行う						C	A	A
沼田川環境学習の拠点づくりプロジェクト	○川に入って安心 して遊べ、市民に 親しまれている	①沼田川流域で行われるイベントなどに参加する					市民個人	C	B	A
		②沼田川沿いに花壇を設ける						B	B	A
		①沼田川流域の川に親しむためのマップをつくる（生物、遊び）					地域ぐるみ	A	A	A
		②川遊びの達人養成講座を開催する						C	C	C
		③沼田川流域を「まるごと環境館」にする							C	C
		①駐車場の整備を促進する					行政		D	D
		②各取組のPR・支援を行う（写生大会、写真コンテストを含む）						B	A	B
家庭発沼田川エコプロジェクト	○各家庭で生活排 水の出し方が意識 されている	①廃油を下水に流さない					市民個人	B	B	A
		②食べ残しをなくす						B	B	A
		③ごみを拾いながら散歩をする						(A)	A	A
	○沼田川河口にア サリ、ハマグリが すめる環境にな っている	①クリーンデーを設置し、市民が家のまわりを一斉清掃する					地域ぐるみ	D	C	B
		②家庭排水の状況を調査し、水質改善につなげる（モデル地区→全域へ）						D	D	D
		③沼田川全域でいっただクリーンキャンペーンを実施する						D	D	D
	○川が定期的に清 掃されておりき れいになってい る	①合併浄化槽の普及・促進を行う					行政	A	A	A
		②定期的な水質調査の結果をわかりやすく公表する						B	B	B
		③各家庭からの廃油を回収し、有効利用する						D	C	B
		④各取組のPR・支援を行う						A	A	B

本郷緑と水を守る会

《みはらし環境塾で考えた重点プロジェクト一覧》

 : 協議または実践開始年度

 : 協議または実践期間

プロジェクト名	環境像	平成20 (2008) 年度	平成21 (2009) 年度	平成22 (2010) 年度	平成23 (2011) 年度	平成24 (2012) 年度	主体	評価 H21	評価 H22	評価 H23
本郷まあるく森林公園へのプロジェクト	○城跡にまつわる 学習や花見がで きる ○竹林や枯れた松 がなく松の木が 目立つ山になっ ている ○道路や家に花が 植えられ休耕田 が活用されてい る	①私道を中心とした花・樹木類の植栽を行う					市民個人	C	B	A
		②休耕田を利用し、花でいっぱいにする(春にツバき、夏にアサガオ、秋にコスモス)						C	C	C
		①間伐材を利用し、城跡の案内板を設置する					地域ぐるみ	C	C	C
		②小早川家・毛利家・吉川家に関する山城サミットを定期的に実施する						D	D	D
		③歴史・自然の案内ボランティアを育成する						C	B	C
		④河川敷や傾斜地を整備し、シバザクラを植える						C	A	A
		①竹林と松枯れしたマツを伐採する(地域と連携、森づくり県民税を利用)					行政	C	B	B
		②山城サミットを定期的に実施する(地域と連携)						D	D	D
		③城跡の歴史資料を集めたガイドブックを作る(地域と連携)						B	A	D
子どもが遊びに行きたくなる川づくりプロジェクト	○川遊びの指導者 がおり水辺教室 が各地で活性化 している ○川にのりやすい 場所や河川敷の 整備が行われて いる ○ごみのない安全 な川になってい る	①川遊び場所のマップづくりに協力する					市民個人	C	B	C
		②生活排水の浄化に取り組む(洗剤、廃油など)						A	A	C
		③水辺イベントに参加する(ホタルの里づくり、植物の観察会、水辺教室など)						B	A	A
		①川遊び場所の選定と奨励マニュアル・マップづくりを行う					地域ぐるみ	C	B	A
		②水辺の環境整備を行う(草刈り、清掃、片づけなど)						B	A	A
		③生活排水の浄化に取り組む(洗剤、廃油など)						A	A	A
		①安全な水質と水量を確保する					行政	A	A	A
		②水辺の環境を整備する(不法投棄防止、草刈り、遊歩道の整備など)						B	A	A
		③指導者の育成と各小学校に水辺イベントへの参加を働きかける						B	A	A
もったいない気持ちでゴミを出さないまちづくりプロジェクト	○ごみ分別が決め られたとおりに できている ○再利用を考え て実行してい る ○環境改善の意 識が高まって いる	①節電をする(長時間使わないときはプラグを抜く)					市民個人	B	B	B
		②再利用品(不用品)をフリーマーケットに出す						C	C	C
		③ポイ捨てをしない						B	B	B
		①生活環境委員が中心となって、町内会でごみ分別の学習会を開催する					地域ぐるみ	A	A	A
		②住民全員参加でゴミ拾いを年2回開催する						B	B	B
		③フリーマーケットを開催する						C	C	D
		①地球温暖化防止について意識向上を図る学習会を開催する					行政	B	A	A
		②廃品回収に対する助成金を増やす						D	C	D
		③小さい頃から環境教育を実施する						B	A	A

《みはらし環境塾で考えた重点プロジェクト一覧》

：協議または実践開始年度

 : 協議または実践期間

プロジェクト名	環境像	平成20 (2008)年度	平成21 (2009)年度	平成22 (2010)年度	平成23 (2011)年度	平成24 (2012)年度	主体	評価 H21	評価 H22	評価 H23	
四季折々の自然を楽しむ 郷つくしプロジェクト	○四季の移ろいに 住民が関心を持 ち楽しんでいる ○見て食べて楽し める山野草が いっぱいある	①各家庭で四季折々の花を植える					市民個人	B	B	A	
			②山野草が自生する場所を知る						C	B	B
		①“久井の自然百景”コンテストを開く（写真・絵画など）						地域ぐるみ	D	D	D
			②“みどりの講師”発掘とネットワークづくりを行う				D		C	C	
			③四季折々の山野草を食べる会を開く				D		D	D	
			④四季折々の山野草や野鳥などを学ぶ観察会を開く				A		A	A	
		①久井の山野草の現状を調査し、情報を市民に知らせる					行政	C	C	B	
				②自然を楽しむための遊歩道の整備を推進する						D	D
		③各取組のPR・支援を行う						C	B	B	
心安らぐ水辺空間再生プロジェクト	○川や池が汚れて おらずホテルを はじめとする 様々な生き物が 棲んでいる ○人為的なごみや 草などが放置さ れておらず景観 が楽しめる	①定期的に実施する川の清掃に参加する					市民個人	B	A	A	
		②川にごみを捨てない						B	B	A	
		③川を汚さないための工夫を実践する						B	B	A	
		①久井の玄関口周辺の雑木・雑草を除去する					地域ぐるみ	A	A	A	
		②川を汚さない方法を考える会を定期的に開催する						C	B	B	
		③久井の水辺マップを作成する（水生生物、ごみなど）						A	A	B	
		④小学校の近くに親水空間やピオトーブ®をつくる							C	D	
		①農業従事者を巻き込んだ環境学習会を開く					行政	A	A	B	
		②各取組のPR・支援を行う						A	A	B	
省エネ生活実践プロジェクト	○自然や昔の生活 の知恵を取り入 れた暮らしがで きている ○「省エネ」が合 い言葉になっ ている	①みどりのカーテン（ゴーヤ・アサガオなど）やすだれを利用する					市民個人	C	B	A	
		②化石燃料※の代わりに、まき・炭を活用する						C	C	B	
		③各家庭でこまめな節電を進める						B	A	A	
		①省エネグッズの作り方教室・学習会を開催する					地域ぐるみ	B	A	A	
		②環境家計簿運動を推進する						B	A	A	
		③地場産物を優先して消費できるしくみをつくる						B	B	B	
		④家庭用・業務用の冷蔵庫の車内チェックデーを設置する						B	A	B	
		⑤月明かりを楽しむイベントを開催する						D	A	A	
		①各取組のPR・支援を行う					行政	B	A	A	

大和エコライフを広める会 《みはらし環境塾で考えた重点プロジェクト一覧》

協賛または実践開始年度

協賛または実践期間

プロジェクト名	環境像	平成20 (2008)年度	平成21 (2009)年度	平成22 (2010)年度	平成23 (2011)年度	平成24 (2012)年度	主体	評価 H21	評価 H22	評価 H23
自然を活かした里山づくり プロジェクト	○地域ボランティアの協力で里山の整備ができています	①里山づくりのために、田・池の周辺の山林などを下刈りする					市民個人	B	A	A
		②定期的に行われる道路や河川の草刈りに積極的に参加する						B	B	A
		③休耕田を利用して、野菜・花・果物などを栽培する						(A)	A	A
	○自然を残した場所やビオトープが各所に点在し協力して維持されている	①ボランティアを募集して、里山整備を推進する					地域ぐるみ	A	A	B
		②里山・ビオトープの状況を調査し、状況を冊子にまとめる						C	C	C
		③調査の結果を活かし、ビオトープをつくる						(A)	A	B
		①広葉樹の植林活動を支援する					行政	C	C	C
		②各取組のPR、支援を行う						B	A	A
きれいで豊かな川を守る プロジェクト	○ホタルが各所で舞い飛び川に魚がたくさん棲んでいる	①廃油や米のとぎ汁などの川の汚れになるものを流さない工夫をする					市民個人	A	A	A
		②地域内で行われる水辺教室に積極的に参加する						A	A	A
		③川へのごみのポイ捨ては絶対にしない						B	B	A
	○川が家庭からの汚水で汚れていない	①水辺の自然の状況を調査し、その状況を冊子にまとめる					地域ぐるみ	D	D	B
		②地域ぐるみでホタルの飼育（ノウハウ）を広める						B	B	A
		③水辺のパトロール隊を設置し、水辺を保全する							D	D
		①合併浄化槽の普及に努める					行政	A	A	A
		②ブラックバスなどの外来種*の駆除・PR・実践に努める						B	B	B
		③各取組のPRを行う						B	A	B
もったいないライフのまちづくりプロジェクト	○使えるものはリサイクル、リフォームできている	①買い物には買い物袋（マイバッグ）を持参する					市民個人	A	A	A
		②無駄な待機電力を抑える						B	B	B
		③ごみの分別を徹底する						A	A	A
		④各種会合では、マイカップ・マイ箸を持参する						B	B	B
	○3マイ（バッグ、カップ、ハシ）運動が定着している	①マイバッグ・マイ箸袋の作成教室を行う					地域ぐるみ	A	A	A
		②手作りの雨水タンクを普及させる						A	A	B
		③“達人ネットワーク”をつくり、壊れたものを直す仕組みをつくる						C	C	C
		④環境家計簿の記帳を推進する						A	A	B
	○まちぐるみで節電ができています	⑤遊休品バザーを開催する					行政	B	B	B
		①太陽光発電設備の設置を促進する						A	A	A
		②「もったいない」につながる研修会・学習会を開催する						A	A	A
		③各取組のPRを行う						A	A	A

三原市環境基本計画平成23(2011)年度年次報告書

資料編

- 1 重点的な取組に関する資料
 - 1 廃棄物対策
 - 2 地球温暖化防止への取組／省資源・省エネルギー対策
 - 3 環境学習・協働体制の推進
- 2 三原市環境基本計画 第4章 望ましい環境像と環境目標・取組
○平成23年度及び過年度指標数値
- 3 三原市環境基本条例

1 廃棄物対策

1 ごみ排出量の推移

(単位:t/年)

区 分		H19	H20	H21	H22	H23
家庭系	もやすごみ	17,907	17,547	19,174	17,487	17,088
	もやさないごみ	1,436	1,412	1,706	1,702	1,642
	資源化ごみ	2,474	2,304	2,004	1,905	1,880
	大型ごみ	186	223	223	317	300
	小計	22,003	21,486	23,107	21,411	20,910
事業系	もやすごみ	16,436	15,952	15,062	15,660	15,008
	もやさないごみ	304	294	344	367	306
	資源化ごみ	453	406	358	347	408
	小計	17,193	16,652	15,764	16,374	15,722
家庭系+事業系		39,196	38,138	38,871	37,785	36,632
集団回収		2,429	2,438	2,278	2,185	1,959
総ごみ排出量		41,625	40,576	41,149	39,970	38,591

2 ごみ排出抑制の将来推計

(単位:t/年)

区 分		実績	計 画		
		H17	H23	H28	H33
実績に基づく推計	家庭系	21,043	20,914	20,626	20,355
	事業系	18,556	18,309	18,309	18,309
	合計	39,599	39,223	38,935	38,664
排出抑制	家庭系		733	1,449	1,430
	事業系		825	1,647	1,647
	合計		1,558	3,096	3,077
将来推計	家庭系	21,043	20,181	19,177	18,925
	事業系	18,556	17,484	16,662	16,662
	合計	39,599	37,665	35,839	35,587

※H.19.3発行の三原市一般廃棄物処理基本計画による。

3 1人1日ごみ排出量 * 総ごみ排出量を当該年度の10月1日時点の人口と365日で割った値です。

年 度	H19	H20	H21	H22	H23
g/人・日	1,102	1,081	1,107	1,084	1,055
人口	103,466	102,801	101,879	101,003	100,217

4 再資源化率

年 度	H19	H20	H21	H22	H23
%	13.6	13.4	12.5	12.5	12.4

5 生ごみ減量対策協力者報奨金制度関係

□コンポスト容器に対する補助実績

年 度	H19	H20	H21	H22	H23
基 数(個)	116	77	64	85	87
補助金額(円)	297,619	211,523	183,249	214,376	185,873

□電動式生ごみ処理機に対する補助実績

年 度	H19	H20	H21	H22	H23
基 数(台)	227	145	125	101	50
補助金額(円)	4,537,904	2,898,095	2,487,283	2,020,000	1,000,000

6 古紙等資源集団回収事業奨励金制度関係

□年度別実績

年 度	H19	H20	H21	H22	H23
回収量(トン)	2,429	2,438	2,278	2,185	1,959
奨励金(千円)	12,143	12,189	11,388	10,925	9,809

□登録団体数

年 度	H19	H20	H21	H22	H23
団体数	226	241	249	250	250

□古紙等資源集団回収量

(単位:t/年)

項 目	H19	H20	H21	H22	H23
新聞	1,606	1,565	1,430	1,363	1,189
雑誌	608	601	567	526	455
ダンボール	127	184	191	209	231
ビール瓶	1	1	1	1	1
アルミ缶	39	44	41	39	38
古紙	48	43	48	47	45
合計	2,429	2,438	2,278	2,185	1,959

2 地球温暖化防止への取組／省資源・省エネルギー対策

1 公共施設の太陽光発電システム設置状況及び平成23年度発電実績

設置場所	発電出力	設置時期	発電量(kWh)／年	発電量(kWh)／月
西野浄水場	100 kW	H16.3	74,335	6,195
第五中学校	10 kW	H19.3	12,868	1,072
三原市芸術文化センター	10 kW	H20.2	12,915	1,076
第一中学校	10 kW	H21.1	13,409	1,117
西小学校	10 kW	H23.9	6,603	943
道の駅	10 kW	H24.3		

* 西小学校は、H23.9-H24.3の7ヶ月分の集計です。

□システム設置前後における使用電力量の比較【第五中学校・第一中学校】

設置場所	設置時期	使用電力量(kWh)／月		
		設置前	設置後(H22年度)	H23年度
第五中学校	H19.3	12,665	12,949	12,692
第一中学校	H21.1	6,916	6,303	6,805

* 使用電力量は、月平均値を記載しています。

* 太陽光発電により、両校とも1割程度の電力量をまかなっている計算となります。

2 住宅用太陽光発電システム設置費補助事業実績

年度	補助件数(件)	補助金額(千円)	設置出力(kW)	平均設置出力(kW)
19	70	10,028	254.34	3.63
20	69	9,411	235.78	3.42
21	215	32,344	824.96	3.84
22	244	46,246	1013.03	4.15
23	227	48,012	1002.6	4.42

3 環境学習と地域・個人での環境問題への取組推進／市民・市民団体・事業者・行政の協働体制の推進

1 環境写真・絵画・ビデオコンテスト

市民参加により、地域の財産を発見することによって、自然保護、環境保全の意識を高めることを目的としています。

年度	応募数(点)			賞(点)		
	写真部門	絵画部門	ビデオ部門	特選	入選	特別賞
19	61	232	8	3	14	23
20	51	611	5	3	14	27
21	53	453	5	4	12	29
22	48	866	4	4	12	29
23	13	824	0	4	12	30

協賛企業・団体名(計15)			
イオンリテール(株) イオン三原店	お多福醸造(株) 大和工場	コカ・コーラウエストプロ ダクツ(株)本郷工場	中国労働金庫 三原支店
帝人(株) 三原事業所	(株)広島リサイクル センター	(株)フジ フジグラン三原	三菱重工業(株) 三原製作所
(社)三原観光協会	みはらし環境会議	三原市公衆衛生 推進協議会	三原商工会議所
(株)三原スーパー	三原テレビ放送	三原農業協同組合	

2 水辺・海辺教室

年度	実施回数	実施内容	参加人数
19	14	水辺教室(10小学校) 親子水辺教室(本郷町沼田川) 海辺教室(1小学校, 三原・世羅の小学6年代表) 親子海辺教室(幸崎町)	549
20	18	水辺教室(15小学校) 親子水辺教室(本郷町沼田川) 海辺教室(3小学校)	542
21	16	水辺教室(14小学校) 親子水辺教室(本郷町沼田川) 親子海辺教室(幸崎町)	491
22	21	水辺教室(17小学校) 海辺教室(3小学校) 親子水辺教室(本郷町沼田川) 親子海辺教室(幸崎町)	506
23	15	水辺教室(11小学校) 海辺教室(2小学校) 親子水辺教室(本郷町沼田川) 親子海辺教室(幸崎町)	346

3 自然観察会

年度	実施場所	実施日
19	大和町・久井町	5月19日
	久井町・大和町	10月20日
20	久井町	5月24日
	佐木島	11月8日
21	佐木島	4月4日
	梨和(本郷町)	11月28日
	桜山・三原城跡	10月24・25日
	深町	11月29日
	沼田川	12月19日
22	佐木島	4月10日
	梨和(本郷町)	4月24日
	三原城跡	10月24日
	小泉・白滝山	11月6日
	大和(白竜湖)	11月13日
	須波・幸崎	11月13日
	中之町後山	11月28日
	小佐木島	3月25日
23	佐木島	4月2日
	中之町	7月7日
	本郷町本郷	11月13日
	八幡町	11月27日
	小佐木島	3月27日

4 まちづくり支援団体数

まちづくり支援事業(まちづくり活動助成部門)

団体名	活動内容	環境関連
本郷・小中学生を支える会	過去2年間の活動を生かし、本郷地域の小中学校区域の児童・生徒の安全安心に向けて、パトロール活動、学校教育関係者や地域住民代表者を交えた勉強会などを行う。	—
花木1000本植える会	里山の自然を美しく保護し、季節ごとに花咲く里山にするため、休耕地を整備し、花木を植える活動を行う。	○
つくろう三原	自分たちの経験や知識を活かした活動により地域活性化につなげるため、ライフプランニング講座や外国語を通しての市民間交流などを行う。	—
三原市文化財協会	文化財保護法の精神に基づき、三原市内の文化財の保存と活用に取組み、文化財保護の普及を目的に多くの市民が文化財保護の活動に参加できる事業として、体験型ワークショップ「西国街道を歩こう」、ひろしまの明日香村ワークショップ、新高山城跡見学会を行う。	○
森のようちえんネイチャー楽校(がっこう)	自然体験活動を軸にして、より多くの子どもたちに自然に触れさせ、自然や環境を大切にする気持ちを最大限に引き出させることを目的に、ホタルの鑑賞会、きのこ教室などを行う。	○
わくわくドキドキミーティング	「ポポロ」での市民手づくりのイベントを定期的に開催し、ポポロを市民参加型のホールにしていくとともに、市民のネットワークも広げることを目的に、三原の風景を大切にしたい市民参加のショートムービーを作成しポポロで上映することやポポロ祭りの企画・実施をする。	—

市民活動団体育成事業

団体名	活動内容	環境関連
片島壮和会 鯉のぼり祭り 実行委員会	【事業名】子供達の健康な成長を願い、みんなで祝う慣習を伝える 子ども達と大人が一緒に遊び、子ども達が元気に育っていくことを地域で祝う風習を少しでも残していくことを目的に、5月5日こどもの日、田んぼに鯉のぼりを揚げ、鯉のぼり祭りを実施する。	－
デコを作る会	【事業名】久井地域伝統文化保存事業「デコ(人形)作製」 毎年2月に開催される久井稻生神社「はだか祭り」の際に、参道周辺を飾るデコ(人形)を作る人が高齢化により少なくなっており、地域の歴史・文化を継承するために、多くの参加者を募ってデコ作りを行い、祭りの参道に作成したデコを飾る。	－

市民提案型協働事業

団体名	活動内容	環境関連
特定非営利活動法人 フォレストサポートクラブ	【事業名】学校林の「遊歩道(ウォーキングコース)整備」と鉢ガ峰への「登山道(ウォーキングコース)整備」 学校林遊歩道・鉢ガ峰登山道を作るとともに、ウォーキングコースのマップを作り、市民の健康づくりをサポートする。	－
はっちーくんの会	【事業名】ウォーキングでめぐる鉢ガ峰・鳴滝山・きはら八十八カ所めぐり 鉢ガ峰の山道・山頂の整備、案内版の設置とマップ作りを行い、健康のためのウォーキングコースとするとともに、風光明媚な景観が望める場所として観光名所としてPRしていく。	－
西野梅林を愛する会	【事業名】西野梅林 梅の里公園 健康ウォーキングコース整備事業 西野梅林の周辺にウォーキングコースを整備し、健康ウォーキングを開催する。	－
大和町自治振興連合会	【事業名】ウォーキング実施事業及びラジオ体操普及啓発事業 白竜湖・運動公演周辺をウォーキングコースに設定し、マップを作成。設定したコースにおいて、秋にウォーキング大会を実施する。また、朝6時30分からの町内一斉放送(告知放送)にラジオ体操を流し、ラジオ体操を実施する。	－
みらい子育てネット・みはら	【事業名】家庭で育む基本的な生活習慣～話して楽しい！ 知って得するしつけのあれこれ♪～ 親自身が「金のルール」の必要性を認識し、自らの生活にあった実践方法を獲得することや、獲得した知識をまわりに啓発していけるようなオピニオンリーダー作りを目的とした、ワークショップを開催する。	－
ほんごう子ども図書館	【事業名】読書を通して心を豊かにする事業 子どもたちが、読書と同時に豊かな体験をすることにより、コミュニケーション能力を養い「生きる力」を育成することを目的として、パネルシアター、星空映画会、秋の子どもまつり、おはなしボランティア養成講座を開催する。	－

三原市環境基本計画 第4章 望ましい環境像と環境目標・取組

平成23年度指標数値

* 報告値内の2/2（例）とは、環境基準達成箇所数／調査箇所数を表しています

体系分類	重点	NO	指標項目	環境基本計画 掲載(H18)	H21報告値	H22報告値	H23報告値	数値目標		該当 ページ
								数値	根拠計画等	
自然環境 自然と共生するまちづくり		1	農用地面積	4,675 ha(H17)	4,630 ha	4,751 ha	4,750 ha			119
		2	山林面積	31,369 ha	31,360 ha	31,356 ha	31,356 ha			119
		3	耕作放棄地面積	438 ha(H17)	835 ha(H22)	835 ha	835 ha		2010農業センサス	119
		4	緑の募金総額	272 万円	268 万円	232 万円	263 万円			119
		5	森林ボランティア団体の数	3 団体(H19)		6 団体	6 団体			119
		6	緑の少年団の数	4 団体(H19)	7 団体	7 団体	10 団体			119
		7	市民農園	三原市直営 2カ所(36区画) (H19)	三原市直営3カ 所(65区画)	三原市直営3カ 所(65区画)	三原市直営3カ 所(65区画)			119
				三原農業協同組 合1カ所(54区 画)(H19)	三原農業協同組 合1カ所【54区 画(内3区画は利 用不可)】	三原農業協同組 合1カ所【54区 画(内3区画は利 用不可)】	三原農業協同組 合1カ所【54区 画(内3区画は利 用不可)】			119
		8	干潟面積(5ha以上)	16 ha(3カ所) (H12)						121
		9	希少生物の確認数 陸域植物	69 種(H16)						123
		10	陸域動物	80 種(H16)						123
		11	海域動物	3 種(H13)						123
生活環境 生活に潤いのあるまちづくり		12	有害鳥獣捕獲出動回数	163 回	294 回	370 回	519 回			123
		13	環境基準達成率 二酸化硫黄	2/2	1/1	1/1	1/1			126
		14	二酸化窒素	3/3	2/2	2/2	2/2			126
		15	浮遊粒子状物質	3/3	2/2	1/2	1/2			126
		16	光化学オキシダント	0/2	0/1	0/1	0/1			126
		17	一酸化炭素	1/1	1/1	1/1	1/1			126
		18	有害大気汚染物質	1/1	1/1	1/1	1/1			126
		19	公害苦情件数 大気汚染	0 件	0 件	2 件	3 件			126
		20	野外焼却	29 件	12 件(環政課)	17 件	41 件			126
		21	測定地点数 一般局・自排局 二酸化硫黄	2	1	1	1			126
		22	二酸化窒素	3	2	2	2			126
		23	浮遊粒子状物質	3	2	2	2			126
		24	光化学オキシダント	2	1	1	1			126
		25	一酸化炭素	1	1	1	1			126
		26	有害大気汚染物質	1	1	1	1			126

体系 分類	重点	NO	指標項目	環境基本計画 掲載(H18)	H21報告値	H22報告値	H23報告値	数値目標		該当 ページ
								数値	根拠計画等	
生活環境・生活に潤いのあるまちづくり		27	測定地点数 その他 二酸化硫黄	12	12	12	12			126
		28	二酸化窒素	2	13	13	13			126
		29	浮遊粒子状物質	2	-	-	-			126
		30	光化学オキシダント	-	-	-	-			126
		31	一酸化炭素	-	-	-	-			126
		32	有害大気汚染物質	-	-	-	-			126
		33	環境基準達成率 河川 健康項目	3/3	2/2	2/2	2/2			129
		34	pH	10/10	9/9	8/10	8/10			129
		35	BOD	10/10	9/9	10/10	7/10			129
		36	COD	-	-	-	-			129
		37	SS	10/10	9/9	10/10	10/10			129
		38	DO	10/10	9/9	10/10	9/10			129
		39	大腸菌群数	1/10	0/8	0/9	0/9			129
		40	n-ヘキサン抽出物質	-	-	-	-			129
		41	全窒素	-	-	-	-			129
		42	全リン	-	-	-	-			129
		43	環境基準達成率 海域 健康項目	1/1	-	-	1/1			129
		44	pH	3/3	3/3	3/3	3/3			129
		45	BOD	-	-	-	-			129
		46	COD	5/5	5/5	5/5	4/4			129
		47	SS	-	-	-	-			129
		48	DO	0/3	0/3	0/3	0/3			129
		49	大腸菌群数	3/3	3/3	3/3	3/3			129
		50	n-ヘキサン抽出物質	3/3	3/3	3/3	3/3			129
		51	全窒素	3/3	3/3	3/3	3/3			129
		52	全リン	3/3	3/3	3/3	1/3			129
		53	環境基準達成率 地下水 健康項目	4/4	0	0/1	2/2			129
		54	pH	-	-	-	-			129
		55	BOD	-	-	-	-			129
		56	COD	-	-	-	-			129
		57	SS	-	-	-	-			129
		58	DO	-	-	-	-			129
		59	大腸菌群数	-	-	-	-			129
		60	n-ヘキサン抽出物質	-	-	-	-			129
		61	全窒素	-	-	-	-			129
		62	全リン	-	-	-	-			129

体系 分類	重点	NO	指標項目	環境基本計画 掲載(H18)	H21報告値	H22報告値	H23報告値	数値目標		該当 ページ
								数値	根拠計画等	
生活環境 生活に潤いのあるまちづくり		63	公害苦情件数 水質汚濁	10 件	9 件	8 件	6 件			129
		64	測定地点数 河川 健康項目	3	2	2	3			129
		65	pH	21	31	29	29			129
		66	BOD	24	34	32	29			129
		67	COD	24	34	32	29			129
		68	SS	21	31	29	29			129
		69	DO	21	31	29	29			129
		70	大腸菌群数	21	31	29	29			129
		71	n-ヘキサン抽出物質	-	-	-	-			129
		72	全窒素	8	25	23	23			129
		73	全リン	8	25	23	23			129
		74	測定地点数 海域 健康項目	1	-	-	1			129
		75	pH	3	3	3	3			129
		76	BOD	-	-	-	-			129
		77	COD	5	5	5	4			129
		78	SS	-	-	-	-			129
		79	DO	3	3	3	3			129
		80	大腸菌群数	3	3	3	3			129
		81	n-ヘキサン抽出物質	3	3	3	3			129
		82	全窒素	3	3	3	3			129
		83	全リン	3	3	3	3			129
		84	測定地点数 地下水 健康項目	4	0	1	2			129
		85	pH	-	-	-	-			129
		86	BOD	-	-	-	-			129
		87	COD	-	-	-	-			129
		88	SS	-	-	-	-			129
		89	DO	-	-	-	-			129
		90	大腸菌群数	-	-	-	-			129
		91	n-ヘキサン抽出物質	-	-	-	-			129
		92	全窒素	-	-	-	-			129
		93	全リン	-	-	-	-			129
		94	環境基準達成率 環境騒音 一般地域	15/17	19/23	19/23	21/23			131
		95	道路に面する地域	54/62	52/62	53/62	53/62			131
		96	航空機騒音 短期	10/10	10/10	10/10	10/10			131
		97	常時	2/2	2/2	2/2	2/2			131
		98	道路交通騒音 昼間	7/9	6/7	6/7	6/6			131
		99	夜間	4/9	5/7	6/7	5/6			131
		100	新幹線鉄道騒音	5/7	4/5	3/4	4/4			131

体系分類	重点	NO	指標項目	環境基本計画 掲載(H18)	H21報告値	H22報告値	H23報告値	数値目標		該当 ページ
								数値	根拠計画等	
生活環境 く生活に 潤いのある まちづくり		101	公害苦情件数 騒音	13 件	4 件	2 件	4 件			131
		102	振動	0 件	0 件	1 件	0 件			131
		103	測定地点数 環境騒音 一般地域	17	23	23	23			131
		104	道路に面する地域	62	62	62	62			131
		105	航空機騒音 短期	10	10	10	10			131
		106	常時	2	2	2	2			131
		107	道路交通騒音 昼間	9	7	7	6			131
		108	夜間	9	7	7	6			131
		109	新幹線鉄道騒音	7	5	4	4			131
		110	ダイオキシン類環境基準達成率 大気	1/1	1/1	1/1	1/1			133
		111	水質・底質	2/2	0/0	1/1	1/1			133
		112	土壌	1/1(H17)	1/1	0/0	-			133
		113	公害苦情件数 悪臭	17 件	12 件	12 件	14 件			133
		114	土壌汚染	0 件	0 件	0 件	0 件			133
		115	野外焼却	29 件		30 件(修正後)	40 件			133
	○	116	一般廃棄物排出量	41,557 トン/年	41,149 トン/年	39,970 トン/年	38,591 トン/年	38,039トン/年(H28) 37,787トン/年(H33)	三原市一般廃棄物処理基本計画	137
	○	117	一般廃棄物再資源化量	5,206 トン/年	5,136 トン/年	5,000 トン/年	4,800 トン/年	9,696トン(H28) 9,635トン(H33)	三原市一般廃棄物処理基本計画	137
	○	118	一般廃棄物最終処分量	6,044 トン/年	5,586 トン/年	5,618 トン/年	9,966 トン/年	5,848トン/年(H28) 5,847トン/年(H33)	三原市一般廃棄物処理基本計画	137
	○	119	1人1日ごみ排出量	1,024 g/人・日	1,107 g/人・日 (修正後)	1,084 g/人・日	1,055 g/人・日	1,021 g/人・日(H28) 1,028 g/人・日(H33)	三原市一般廃棄物処理基本計画	137
	○	120	再資源化率	12.5 %	12.5 %	12.5 %	12.4 %	25.5%(H28) 25.5%(H33)	三原市一般廃棄物処理基本計画	137
		121	分別収集品目	4種6分別(H19)	4種6分別	4種6分別	4種6分別	4種6分別	三原市一般廃棄物処理基本計画	137
		122	グリーン購入方針目標達成率	97.9%						137
		123	家電4品目不法投棄台数	166 台	144 台	99 台	152 台			137
		124	公害苦情件数 不法投棄	43 件	50 件	22 件(修正後)	24 件			137
		125	野外焼却	29 件	12 件(環政課)	30 件(修正後)	40 件			137

体系 分類	重点	NO	指標項目	環境基本計画 掲載(H18)	H21報告値	H22報告値	H23報告値	数値目標		該当 ページ
								数値	根拠計画等	
快適環境く快適で安全なまちづくり		126	文化財指定件数	国指定20件, 県指定58件, 市指定186件 (H19)	国指定20件, 県指定59件, 市指定191件 (H22. 4. 1)	国23件, 県59件, 市192件(修正後) (H23. 4. 1)	国23件, 県59件, 市192件 (H24. 4. 1)			140
		127	電線類地中化整備延長	542 m (マリンロード周辺)						140
		128	景観条例への取組	「三原市大和まちづくり景観条例」(H16)	「三原市大和まちづくり景観条例」	「三原市大和まちづくり景観条例」	「三原市大和まちづくり景観条例」			140
		129	1人当たりの都市公園面積	5.17 m ² (H19)	5.45 m ²	5.45 m ²	5.42 m ²	10 m ² (H23)	都市公園法施行令	142
		130	児童遊園数	97 カ所 (H19)	98 カ所	99 カ所	99 カ所			142
		131	鉄道路線数	3 路線 (H19)	3 路線	3 路線	3 路線			144
		132	船便航路数	6 航路 (H19)	6 航路	6 航路	6 航路			144
		133	バス路線数	23 路線 (H19)	23 路線	23 路線	23 路線			144
		134	交通事故発生件数	715 件 (H19)	601 件 (H21. 1～H21. 12)	568 件	461 件	457 件／年以下 (H27)	第9次交通安全計画	144
		135	交通事故死亡者数	9 人 (H19)	6 人 (H21. 1～H21. 12)	8 人	5 人			144
		136	給水普及率 三原・本郷地域 注①	98.6 %	98.4 %	98.5 %	98.4 %	99.0 % (H28)	三原市水道事業後期基本計画	146
		137	久井地域	6.0 %	7.4 %	5.9 %	7.6 %	8.1 % (H28)	三原市水道事業後期基本計画	146
		138	大和地域	17.6 %	17.5 %	17.3 %	34.4 %	49.5 % (H28)	三原市水道事業後期基本計画	146
		139	下水道処理人口普及率 (公共下水道人口普及率)	26.0 %	32.8 %	30.6 %	36.3 %	38.7 % (H24) 43.0 % (H29)		146
		140	公共下水道世帯水洗化率			77.3 %	78.7 %			—
		141	生活排水処理率	45.5 %		63.7 %	65.6 %	62.4 % (H24) 76.3 % (H29)		146
		142	浄化槽処理人口			26,326 人	26,613 人			—
		143	農業集落排水処理人口			1,220 人	1,176 人			—
		144	漁業集落排水処理人口			417 人	427 人			—
		145	福祉関連公共施設の 身障者トイレの設置割合	7/9 施設 (H19)	7/9 施設	7/9 施設	7/9 施設			147
		146	福祉関連公共施設の スロープの設置割合	9/9 施設 (H19)	9/9 施設	9/9 施設	9/9 施設			147
		147	バリアフリー法認定建築物数	12 件 (H19)	13 件	13 件	13 件			147
		148	災害件数	0 カ所		家屋被害40カ所, 土木被害610カ所, 農地被害0カ所	家屋被害44カ所, 土木被害4カ所, 農地被害0カ所			149
		149	避難場所	137 カ所 (H19)	135 カ所 (避難所131, 一時避難場所4)	133 カ所 (避難所129, 一時避難場所4〔避難所除く〕)	135 カ所 (避難所131, 一時避難場所4〔避難所除く〕)			149
		150	犯罪認知件数	1,138 件	900 件 (H21. 1～H21. 12)	789 件	817 件			149

注①：平成24年3月策定の『三原市水道事業後期基本計画』より、水道普及率を給水普及率に変更。

体系分類	重点	NO	指標項目	環境基本計画 掲載(H18)	H21報告値	H22報告値	H23報告値	数値目標		該当 ページ
								数値	根拠計画等	
地球環境 地球にやさしいまちづくり	○	151	公共施設の二酸化炭素(CO ₂)排出量	7,765,524 kg-CO ₂ (修正後)(H17)	6,663,699 kg-CO ₂ (14.2%)	7,552,716 kg-CO ₂ (2.7%)	6,702,465 kg-CO ₂ (H17年度比13.7%)			152
	○	152	公用車の低公害車導入台数	16 台	5 台 (修正後)	1 台	3 台	年4台更新(H24)		155
	○	153	公共施設での太陽光発電システム設置箇所数	4 力所(H19)	5 力所	5 力所	6 力所			155
	○	154	公共施設での風力発電システム設置箇所数	2 力所(H19)	2 力所	2 力所	2 力所			155
	○	155	住宅用太陽光発電システム設置補助実績	130 件	215 件	244 件	227 件			155
		156	エコファーマー認定数	4 件(H19)	11 件	10 件	15 件			155
		157	白竜湖特別栽培農産物認証実績戸数	31 戸	7 戸	8 戸	4 戸			155
		158	白竜湖特別栽培栽培面積	5.6 ha	0.3 ha	2.3 ha (23,385 m ²)	0.7 ha			155
環境保全活動 とともに参画するまちづくり	○	159	参加者数 空き缶等散乱ごみ追放キャンペーン	920 人(H19)	雨天中止	880人	880人			158
	○	160	参加者数 みはら環境写真・絵画・ビデオコンテスト	249 人(H19)	478 人	890 人	821 人			158
	○	161	水辺・海辺教室開催回数	14 回(H19)	16 回	21 回	15 回			158
	○	162	自然観察会開催回数	2 回(H19)	5 回	8 回	5 回			158
		163	環境保全活動を行う市民団体の数	48 団体(H17)		197 団体	185 団体		資源集団回収登録団体	161
	○	164	まちづくり支援団体数	21 団体(H19)	14 団体	11 団体	14 団体			161
		165	ISO14001取得企業数	11 社(H19)	12 社(H23.1.18)	13 社	13 社			161
		166	エコアクション21取得企業数	0 社(H19)	4 社	7 社	8 社			161
		167	公共施設周辺の間口清掃頻度	1 回/月(H19)	1 回/月	1 回/月	2 回/月(H23.10~)			161

三原市環境基本条例

平成18年3月29日

条例第11号

目次

前文

第1章 総則（第1条―第6条）

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策（第7条―第21条）

第3章 環境審議会（第22条）

第4章 雑則（第23条）

附則

わたしたちの三原市は、広島県中央東部に位置し、瀬戸内海国立公園や県立自然公園、天然記念物の景勝地や湖沼、河川、丘陵等の多様な自然に恵まれ、陸と海と空の交通の要衝のまちとして発展を続けてきた。

近年、わたしたちは日常生活や事業活動において、物質的な豊かさや便利さを追求するあまり、大量の資源やエネルギーを消費し、環境への負荷を著しく増大させている。

自然の復元力を超えるまでに大きくなりつつある人類の活動は、自然の生態系に著しい影響を与えるだけでなく、地球の温暖化やオゾン層の破壊などの地球的な規模の環境問題を引き起こし、人類の生存基盤を脅かすまでに至っている。

健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受し、健康で文化的な生活を営むことは、現在及び将来の市民の権利であり、この環境を守り、育て、将来の世代に継承していくことは、わたしたちの責務である。

わたしたちは、環境が有限なものであることを深く認識し、市、市民、市民団体及び事業者が相互に協力しあい、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築に取り組んでいかなければならない。

ここに、わたしたちは環境の保全及び創造に努めることにより、自然と共生する快適で安全なまちを実現し、将来の世代に継承することを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに三原市（以下「市」という。）、市民及び事業者の協働のもとに、それぞれが果たすべき役割を明らかにするとともに、市民団体の自主的な活動を尊重し、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定め、これに基づく施策を総合的かつ計画的に推進することにより、現在及び将来の市民が健康で安全かつ快適な生活を営むことのできる環境を確保することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であつて、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるもの
- (2) 環境の保全及び創造 環境を良好な状態で残しておくこと、維持していくこと及び失われた本来あるべき良好な環境の回復、再生及び代償措置
- (3) 市民団体 主として市民により非営利の目的で組織された、ボランティア団体、自治会等、環

境の保全及び創造に関する活動を行う団体

- (4) 地球環境の保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、現在及び将来の世代の市民が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに、人類の生存基盤である環境が将来にわたって維持されるよう適切に行われなければならない。

2 環境の保全及び創造は、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会が構築されることを旨として、すべての者の公平な役割分担のもとに自主的かつ積極的に行われなければならない。

3 地球環境の保全は、人類共通の課題であるとともに市民の健康で文化的な生活を将来にわたって確保する上での課題であることから、すべての事業活動及び日常生活において着実に推進されなければならない。

(市の役割)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、市の区域の自然的社会的条件に応じた環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を実施するものとする。

2 市は、率先して環境への負荷の低減に努めるものとする。

3 市は、環境の保全及び創造のための広域的な取組みを必要とする施策においては、国、広島県及び他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、良好な環境を維持し向上させるには、市民一人ひとりの行動が深くかかわっていることを認識し、その日常生活の中で環境への負荷の低減に努めるものとする。

2 市民は、前項に定めるもののほか、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力するように努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念に基づき、事業活動を行うに当たっては、その事業活動に伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するように努めるものとする。

2 事業者は、基本理念に基づき、資源、エネルギー等の有効的利用を図るとともに、廃棄物の発生抑制、減量化、リサイクル等を推進することにより、環境への負荷を低減するように努めるものとする。

3 事業者は、前2項に定めるもののほか、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力するように努めるものとする。

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

(環境基本計画の策定)

第7条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全及び創造に関する基本構想

(2) 環境の保全及び創造に関する施策に係る基本的な事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画の策定に当たっては、あらかじめ市民、市民団体及び事業者の意見を聴くために必要な措置を講ずるものとする。

- 4 市長は、環境基本計画を定めようとするときは、あらかじめ第22条に規定する三原市環境審議会の意見を聴かなければならない。
- 5 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第8条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図らなければならない。

- 2 市は、環境の保全及び創造に関する施策について、総合的に調整し、推進するために必要な措置を講ずるものとする。

(年次報告)

第9条 市長は、環境の状況並びに環境基本計画に基づく環境の保全及び創造に関する施策の実施状況を明らかにするための年次報告書を作成し、公表しなければならない。

(環境影響評価への対応)

第10条 市は、環境影響評価法(平成9年法律第81号)及び広島県環境影響評価に関する条例(平成10年広島県条例第21号)の規定に基づき、県知事から環境の保全の見地から意見を求められた場合には、環境基本計画との整合性に配慮しなければならない。

(規制の措置)

第11条 市は、公害の原因となる行為及び自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、必要な規制の措置を講ずることができる。

- 2 市は、前項に定めるもののほか、人の健康又は生活環境に関する環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずることができる。

- 3 市は、前2項の措置を講ずるときは、必要な個別の条例を別に定めなければならない。

(財政上の措置)

第12条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境の保全及び創造に関する施設の整備等)

第13条 市は、環境の保全及び創造のために公共的施設の整備その他の事業を推進するものとする。

(資源の循環的な利用等の推進)

第14条 市は、環境への負荷の低減を図るため、市民、市民団体及び事業者による資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量が促進されるよう必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 市は、環境への負荷の低減を図るため、市の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たって、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量に努めるものとする。

(環境教育及び環境学習の推進)

第15条 市は、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の充実を図り、市民、市民団体及び事業者の環境に対する理解と認識が深められるよう努めるとともに、環境保全活動を行う意欲の増進に努めるものとする。

(市民、市民団体及び事業者の自発的な活動の促進)

第16条 市は、市民、市民団体及び事業者が自発的に行う環境美化・緑化活動、再生資源回収活動、地球温暖化防止活動等の環境保全活動が促進されるよう必要な支援の措置を講ずるものとする。

- 2 市は、市民団体が自発的に取り組む活動の果たす役割が大きいことから、その自主的な活動を尊重し、市民団体の活動が推進されるよう情報提供その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(情報の提供及び活動の協働)

第17条 市は、市民、市民団体及び事業者に対して環境の状況、環境の保全及び創造に関する情報

を適切に提供するとともに、それらの自主的な活動が促進され相互に補完し、協働しあえるように必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(調査及び研究の実施)

第18条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施し、環境の状況を把握するため、必要な調査及び研究に努めるものとする。

(監視、測定等)

第19条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するため、その状況を把握するとともに、必要な監視、測定等の体制の整備に努めるものとする。

(一時滞在者の協力)

第20条 旅行者、通過者等本市に一時的に滞在する者は、基本理念に基づき、環境への負荷の低減その他良好な環境の保全に努めるとともに、市が行う環境の保全及び創造に関する施策並びに市民、市民団体及び事業者が行う環境保全活動に協力するものとする。

(地球環境の保全の推進)

第21条 市は、市民、市民団体及び事業者がそれぞれの役割に応じて地球環境の保全に資するよう行動するために、必要な措置を講ずるものとする。

第3章 環境審議会

(環境審議会)

第22条 市は、環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定により、三原市環境審議会(以下「環境審議会」という。)を置く。

2 環境審議会は、市長の諮問に応じて、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 環境基本計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 年次報告書に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する基本事項

3 環境審議会は、前項に定める事項について、市長に意見を述べることができる。

4 環境審議会は、委員20人以内をもって組織し、委員は環境問題に関し識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

5 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 前各項に定めるもののほか、環境審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

第4章 雑則

(委任)

第23条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。